

各所属所長 殿

公立学校共済組合香川支部

支 部 長 工代 祐司

(公 印 省 略)

令和 2 年度被扶養者の資格確認の実施について (通知)

このことについて、下記により被扶養者の資格確認を実施しますので、貴所属組合員に周知のうえ、確認書類を期限までに提出してください。

なお、同封の「組合員・被扶養者原票兼被扶養者確認申告書」(以下「被扶養者確認申告書」という。)には、個人情報が含まれていますので、取扱いには十分注意してください。

記

1 対象者

令和 2 年 7 月 1 日現在認定を受けている被扶養者

ただし、令和 2 年 4 月 1 日以降に新たに認定を受けた者 (他共済からの転入者は除く。)は除きます。

2 提出方法

① 被扶養者を有している組合員

イ 「被扶養者確認申告書」の提出

同封の「被扶養者確認申告書」に別紙「令和 2 年度被扶養者の資格確認書類一覧表」に該当する書類を添付して提出をしてください。普通認定で添付書類が必要ないものについても「被扶養者確認申告書」を提出してください。

また、組合員本人が医療証の交付を受けている場合は、併せて**最新 (有効期限 令和 2 年 8 月 1 日から) の医療証 (写し)** を添付してください。

ロ 国内居住要件の確認

地方公務員等共済組合法の一部改正により、令和 2 年 4 月 1 日から日本国内に住民票がなく、国内居住要件の例外にも該当しないものは被扶養者として認定できないため、被扶養者全員の国内居住要件の確認を行います。この確認については、マイナンバーを利用した情報連携により被扶養者に係る住所情報を確認することとしますので、住民票の添付は必要ありません。

② 被扶養者を有していない組合員

被扶養者を有していない組合員は、「被扶養者確認申告書」の提出は必要ありませんが、組合員本人が医療証の交付を受けている場合は「被扶養者確認申告書」に**最新 (有効期限 令和 2 年 8 月 1 日から)**

の医療証（写し）を添付して提出をしてください。

3. 提出期限

令和2年8月31日（月）

4. その他

- (1) 「被扶養者確認申告書」は、令和2年5月31日到着分までの被扶養者認定・取消申告書を反映したものとになっています。（書類不備分は除く。）
- (2) 「被扶養者確認申告書」の内容に異動があるときは、赤で訂正し「被扶養者取消申告書」（事実確認書類含む）、「被扶養者認定区分変更届」又は「基本事項（組合員証等記載事項）変更申告書」（以下「基本事項変更申告書」という。）を提出してください。ただし、既に提出済みである場合は必要ありません。
 - ① 「被扶養者取消申告書」
総務ナビで入力し印刷したものに、事実確認書類及び被扶養者証を添付のうえ提出
 - ② 「被扶養者認定区分変更届」
 - イ 普通認定から特別認定になったとき : 事実確認書類を添付のうえ提出
 - ロ 特別認定から普通認定になったとき : 「被扶養者認定区分変更届」のみ提出
 - ③ 「基本事項変更申告書」
 - イ 住所変更のとき : 総務ナビに入力（添付書類の提出不要）
被扶養者の住所は、従来、居住の実態のある住所としていましたが、地方公務員等共済組合法の一部改正により、令和2年4月1日から「被扶養者の住所」は住民票上の住所とされています。そのため、「被扶養者確認申告書」記載の「被扶養者の住所」が住民票上の住所でない場合は赤で訂正し、併せて総務ナビに入力してください。
 - ロ 氏名変更のとき : 総務ナビで入力し印刷したものに、組合員証等を添付のうえ提出
 - ハ 医療証の交付を受けたとき : 総務ナビで入力し印刷したものに、医療証（写し）を添付のうえ提出
- (3) 医療証の交付欄に「有」と記載のある被扶養者は、最新（有効期限 令和2年8月1日から）の医療証（写し）を添付してください。
- (4) 被扶養者を有していない組合員で、組合員本人が住所変更等記載事項に変更がある場合は、上記(2)－③のとおり手続きをしてください。

(担当)

公立学校共済組合香川支部
共済グループ 赤澤、林、奥村
(TEL 087-832-3792 直通)